

避難行動要支援者チェックリスト作成業務委託
実施手順書

令和5年5月 24 日

(令和5年8月9日修正)

茅ヶ崎市福祉部高齢福祉課

目次

1. 本業務の趣旨・目的	1
1.1 過去の災害における高齢者の被害	1
1.2 自助・共助の重要性	1
1.3 今後の取組等	2
2. 本手順書について	4
2.1 本手順書について	4
2.2 用語の定義	4
3. 避難行動要支援者チェックリスト作成業務委託について	5
3.1 本業務の構成	5
3.2 本業務の全体像	5
3.3 本業務の対象者及び実施者等	6
4. 避難行動要支援者支援制度について	8
4.1 避難行動要支援者支援制度とは	8
4.2 避難行動要支援者と避難支援等関係者	8
4.3 本業務の対象者と避難行動要支援者名簿登載者の関係	8
5. 本業務の実施手順	10
5.1 訪問・面談前	10
5.2 訪問・面談時	17
5.3 訪問・面談後	24
6. 問い合わせ先	25
7. 作成・修正履歴	25
巻末参考	27

1. 本業務の趣旨・目的

1.1 過去の災害における高齢者の被害

- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害では、建物の崩壊や津波からの避難が遅れたことにより、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等が多数犠牲となりました。こうした被災傾向は過去の大規模な震災だけでなく、風水害等においても共通しています。
- ・ 近年発生した令和元年台風第19号や令和2年7月豪雨においても高齢者の被害が大きな割合占めています。

【参考】過去の災害における高齢者の死者の割合

令和2年7月豪雨	約 79% (63 人／80 人) ※65 歳以上
令和元年台風第19号	約 65% (55 人／84 人) ※65 歳以上
平成 30 年7月豪雨	約 70% (131 人／199 人) ※愛媛県、岡山県、広島県の死者のうち、60 歳以上
東日本大震災	被災地全体の死者数のうち約6割が 65 歳以上の高齢者

1.2 自助・共助の重要性

- ・ 災害による被害を最小限に抑えるためには、「自助」、「共助」、「公助」の各主体が災害対応力を強化し、連携することが重要です。

【参考】自助・共助・公助の定義(茅ヶ崎市地域防災計画)

区分	定義
自助(じじょ)	自らが自分や家族を守るために自発的に行う防災活動です。「自らの身を自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
共助(きょうじょ)	自主防災組織をはじめとした地域住民が、互いの安全・安心のために協力して行う防災活動です。「自分たちの地域は自分たちで守る」ことは、地域の安全を守るために効果的な方法です。
公助(こうじょ)	市をはじめ、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応です。

- ・ 阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた際の救助主体について、「自力で」・「家族に」といった「自助」に相当するものが 66.8%、「友人・隣人に」・「通行人に」といった「共助」に相当するものが 30.7%であったという統計があります。
- ・ 一方、東日本大震災では庁舎や行政職員の被災等により地方自治体で災害対応能力が著しく低下し、結果として応急対策活動等の実施に多大な支障が生じました。

【参考】生き埋めや閉じ込められた際の救助(阪神・淡路大震災)

自助・共助 97.5%

自力で	家族に	友人・隣人に	通行人に	救助隊に	その他
34.9%	31.9%	28.1%	2.6%	1.7%	0.9%

(出典)「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」(日本火災学会)より作成

- ・ これら過去の大規模災害は、いつ起こるか分からない様々な災害に対処し、命を守るためには「公助」のみならず、「自助」や「共助」の取組が不可欠であることを示しています。

1.3 今後の取組等

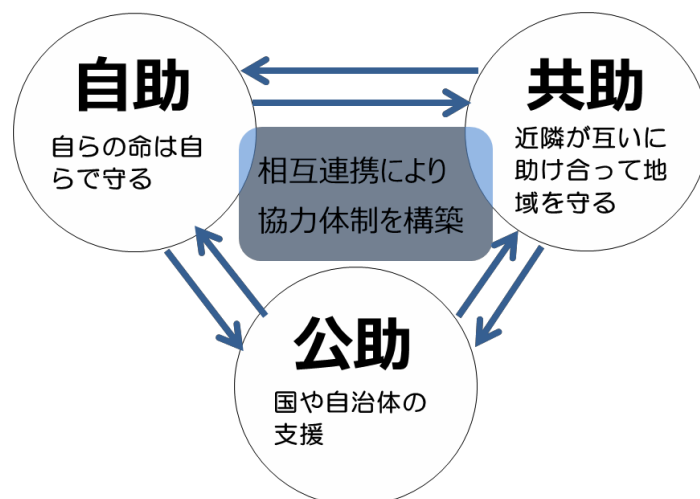
- ・ 市では、平成29年8月より、避難行動要支援者支援制度に基づき、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化等を図るため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の同意を得て、平常時より避難支援等関係者に名簿を提供する取組を開始しました。
- ・ その後、令和3年5月に改正された災害対策基本法では、個別避難計画(名簿に掲載された避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等をあらかじめ定める計画)の作成が努力義務化されると共に、①福祉専門職の参画が極めて重要であること、②できるだけ早期に避難行動要支援者に対し計画が作成されるよう優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当、という国の方針が示されました。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府)抜粋

- 個別避難計画の作成は、市町村が主体となり、実効性のある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業等、様々な関係者と連携して取り組むことが重要である。
- 個別避難計画作成等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。
- 個別避難計画の作成に当たっては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度の高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後から概ね5年程度で取り組んでいただきたい。

- また、国は一般社団法人日本介護支援専門員協会宛てに「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について」(令和3年7月6日付内閣府・厚労省通知)を送付し、①避難行動要支援者への避難支援等について、市町村と居宅介護支援事業者等の福祉事業者等が積極的に連携すること、②市町村と連携して災害発生時の避難先など利用者情報を予め把握することなどにより、利用者へのサービス継続に向けた取組を推進すること(業務継続計画の策定等)について協力や参画を依頼しているところです。(「巻末参考1 一般社団法人日本介護支援専門員協会宛て通知(内閣府・厚労省)」参照)
- 市は、個別避難計画の作成を進めるに際し、法改正や国の方針を踏まえつつ、令和3年度には関係者のご協力のもと、中島自治会の地域を対象にモデル事業を実施し、検証を進めてきました。
- モデル事業では、①避難行動要支援者名簿に登載されている人数が多く、自力で避難できる方や家族の手助けで避難できる方が混在している、②避難行動要支援者支援制度について、要支援者本人やご家族が十分に理解できていない、③要支援者ごとに、どのような避難支援が必要か整理できていない、などの課題が浮き彫りとなりました。また、要支援者やご家族等による自助の取組や共助への関わり方についても課題が残りました。
- モデル事業の結果を踏まえ、市では令和5年度の取組内容として、まず、個別避難計画の作成を進めるための基礎となる情報(避難行動要支援者の避難支援に必要な情報)を把握し、併せて要支援者本人やご家族等に改めて「自助」や「共助」の重要性を認識していただき、自ら備えていただくことを目的として、今回、福祉専門職の皆様のご協力を得ながら、避難行動要支援者チェックリスト作成業務委託を実施することとしました。
- 市は、令和6年度以降、チェックリストの結果をもとに個別避難計画の作成等を順次進める予定ですが、実効性のある避難支援を実現し、災害時に一人でも多くの命を守るため、今後も関係者皆様のご協力をいただきながら、自助・共助・公助がそれぞれ協働し、一体となった防災体制の確立を推進していきます。

自助・共助・公助が一体となった防災体制の概念図



2. 本手順書について

2.1 本手順書について

本手順書は、避難行動要支援者チェックリスト作成業務委託を実施するうえで必要な手順、参照すべき資料、留意事項等について記載するものです。

本手順書の内容は、必要に応じて適宜修正し、随時、本業務の受託者と共有するものとします。

2.2 用語の定義

本手順書における用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
本手順書	避難行動要支援者チェックリスト作成業務委託実施手順書を指します。
本業務	市が発注する避難行動要支援者チェックリスト作成業務委託を指します。
対象者	本手順書 3.3.1 に記載する本業務の対象者を指します。
実施者	本手順書 3.3.1 に記載する本業務の実施者を指します。
対象者等	対象者のほか、本業務を実施するうえで面談等を行う対象者のご家族や代理人となる方を指します。
(ご)本人	対象者を指します(本手順書において対象者を“本人”と呼称することで意図が伝わりやすいと考えられる場合に用いています)。
(ご)本人等	対象者等を指します(本手順書において対象者等を“本人等”と呼称することで意図が伝わりやすいと考えられる場合に用いています)

3. 避難行動要支援者チェックリスト作成業務委託について

3.1 本業務の構成

本業務は、チェックリストの作成のほか、本業務の趣旨・目的を踏まえ、附带的に行うことが望ましい事項で構成しています。

3.2 本業務の全体像

本業務の概要及び全体の流れは次のとおりです。訪問・面談前の事前準備、訪問・面談時のチェックリストの作成等、訪問・面談後の実施報告等に大別されます。

区分	手順	業務の概要
訪問・面談前	様式・資料の確認・準備等(5.1.1)	本業務を進めるにあたり必要となる様式や資料を確認し、準備をします。
	対象者に関する基本情報の確認(5.1.2)	対象者の氏名、住所、生年月日、要支援者区分等の基本情報を確認します。
	防災に関する基本事項の確認(5.1.3)	茅ヶ崎市の災害リスク、災害時の情報収集の方法、避難所・避難場所などについて、基本事項を確認します。
	自宅の災害リスクと避難先の確認(事前)(5.1.4)	対象者自宅の災害リスクと避難先について、おおよその内容を把握します。
訪問・面談時	市から委託されている旨の説明(5.2.1)	市から本業務を委託されていること等について説明し、対象者等に本業務を進めることのできる旨を説明します。
	避難行動要支援者支援制度の説明(5.2.2)	避難行動要支援者支援制度について説明を行います。
	避難行動要支援者同意確認書による同意等の確認(5.2.3)	避難行動要支援者名簿を平常時から避難支援等関係者に情報提供することについての同意・不同意を確認し、同意確認書を記入してもらいます。
	自宅の災害リスクと避難先の確認(5.2.4)	自宅の災害リスクと避難先を本人等が自ら確認できるように補助を行います。
	チェックリストの作成(5.2.5)	対象者等と面談のうえ、チェックリストを作成します。
	自宅の安全確認(5.2.6)	対象者自宅の家具等の配置状況を確認し、生活空間のレイアウトの見直し等による安全確保を働きかけます。
訪問・面談後	実施報告、請求等(5.3)	別途示すマニュアル等に沿って、実施報告、委託料の請求等を行います。

3.3 本業務の対象者及び実施者等

3.3.1 本業務の対象者及び実施者

本業務の対象者^{※1}及び実施者は次のとおりです。なお、対象者は茅ヶ崎市に居住する在宅^{※2}の方^{※2}に限ります。

区分	対象者	実施者
指定居宅介護支援事業所	① 介護保険制度において要支援以上の認定を受けており、当該事業所で作成したケアプランに沿って介護サービスを利用している方(地域包括支援センターより委託を受けて介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを行っている方を含む) ② 本業務委託契約締結後に新たに①の対象となった方(認定区分の変更があった方を含む。ただし、変更後に非該当(自立)となった方を除く)	所属する介護支援専門員
地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)	① 介護保険制度において要支援の認定を受けており、当該事業所で作成したケアプランに沿って介護サービスを利用している方(指定居宅介護支援事業所に介護予防支援や介護予防ケアマネジメントの一部を委託している方を除く) ② 業務委託契約締結後に新たに①の対象となった方(認定区分の変更があった方を含む。ただし、変更後に非該当(自立)となった方を除く) ③ 介護保険制度において要支援以上の認定を受けており、介護サービスを利用していない方 ④ 避難行動要支援者のうち、障がい又は介護認定の要件に該当しない65歳以上の方	所属する職員

※1 対象者は「巻末参考2 名簿登載者とチェックリスト作成業務の対象者」も参照してください。

※2 長期の病院や施設等に入所している方は対象外です。施設等とは、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・認知症対応型通所介護(グループホーム)等を指します。

3.3.2 本業務を進める対象者の順位

本業務を進める対象者の順番は、対象者自宅への訪問機会等を勘案し、各事業所及び実施者で決めてください。ただし、可能な範囲で「自宅の災害リスクが高い(複数ある)」、「自力での避難が困難」、「同居者がいない」など、災害時に危険が及ぶ可能性が高いと思われる対象者を優先していただきたいと考えています。

3.3.3 本業務を進めるうえでの留意事項

- ・ 本業務は、実施者が対象者の自宅を訪問し、面談をした上で実施してください。

- ・ 本業務の全部又は一部の実施は、対象者等に強制するものではありません。このため、本業務を進めるにあたっては、対象者等の了解を得た範囲で実施してください(訪問・面談前に意向を確認することをおすすめします)。

3.3.4 委託料の支払い

本業務の委託料は、「第2号様式 チェックリスト」の所定欄(裏面の「情報提供等に係る同意」欄の署名を含む)に必要事項が記入され、市の審査を受けたもの1件あたりについてお支払います。

4. 避難行動要支援者支援制度について

4.1 避難行動要支援者支援制度とは

- ・ 避難行動要支援者を事前に市が名簿登載し、本人に同意を得た上で、避難支援に関わる関係者(避難支援等関係者)に平常時から提供することにより、災害発生時に避難行動要支援者に対し、避難支援や安否確認等を行うことを目指した仕組みです。(「資料4 避難行動要支援者のお知らせ」参照)
- ・ 市では、避難行動要支援者名簿の情報を随時更新し、避難支援等関係者に年2回(原則8月、2月)提供しています。

避難行動要支援者
支援制度



4.2 避難行動要支援者と避難支援等関係者

避難行動要支援者と避難支援等関係者の定義は次のとおりです。

区分	定義
避難行動要支援者	① 身体障がい者のうち、上肢の障がい2級以上、下肢又は体幹機能の障がい3級以上、視覚又は聴覚障がい6級以上の方 ② 知的障がい者のうち、障がいの程度がA1・A2の方 ③ <u>介護保険制度の認定が要支援以上の方</u> ④ 市長が特に支援が必要と認めた方 ※長期入院又は施設入所している方は対象になりません。
避難支援等関係者	消防機関、警察、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター

4.3 本業務の対象者と避難行動要支援者名簿登載者の関係

- ・ 本業務の対象者と避難行動要支援者名簿登載者の関係は、「巻末参考2 名簿登載者とチェックリスト作成業務の対象者」のとおりです。本業務の対象者は、本人情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意しているかに関わらず、3.3.1で示す対象者となります。
- ・ 本業務では、「第1号様式 避難行動要支援者同意確認書」により、原則としてすべての対象者等に、本人情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意するか・しないかの確認をさせていただく手順(5.2.3)を設けています。これは、効果として①不同意者・未確認者は、制度の理解が深まることで同意者に移行する可能性が高まること、②同意者には改めて制度理解の促進が図れること、③同意者の名簿情報を現時点の状態に合わせて更新することができること、これらを期待しているものです。

【参考】避難行動要支援者名簿に係る同意等確認の状況

名簿登載者全件	同意状況の内訳		
	同意する	同意しない	未確認
13,061 人	8,742 人	1,639 人	2,635 人
(100%)	(約 67%)	(約 13%)	(約 20%)

※令和5年1月1日現在

5. 本業務の実施手順

5.1 訪問・面談前

5.1.1 様式・資料の確認・準備等

本業務を進めるにあたり必要となる様式や資料は次のとおりです。実施者は、訪問・面談時に必要とする様式等を予め確認し、準備してください。

様式

様式番号	様式名	主な手順
第1号様式	避難行動要支援者同意確認書【原本提出】	5.2.3
第2号様式	チェックリスト【原本提出】	5.1.2、5.2.5

資料

資料番号	資料名	主な手順
資料1	避難行動要支援者同意確認書(記入例)	5.2.3
資料2	チェックリスト(記入例)	5.2.1、5.2.5
資料3	災害時の円滑な避難を目指して	5.2.1、5.2.5
資料4	避難行動要支援者支援制度のお知らせ	5.2.2
資料5	災害リスクととるべき行動(情報収集とそなえ)	5.1.3、5.2.4～5
資料6	市の発令する避難情報ととるべき行動	5.1.3、5.2.4～5
資料7	避難所・広域避難場所マップ	5.1.3～4、5.2.4～5
資料8	災害リスク早見表(地震火災を除く)	5.1.4
資料9	洪水・土砂災害ハザードマップ	5.1.4、5.2.4
資料 10-1	津波ハザードマップ	5.1.4、5.2.4
資料 10-2	津波一時退避場所リスト	5.1.3～4、5.2.4
資料 11	震災時、茅ヶ崎市では『火災』が怖いって知っていますか？	5.1.4、5.2.4
資料 12	市の補助金等を利用して地震からご自宅を守りませんか？	5.2.6

参考資料

資料番号	資料名	主な手順
参考資料1	風水害からあなたと大切な人の命を守るガイド BOOK	5.1.4、5.2.4
参考資料2	津波ハンドブック	5.1.4、5.2.4

資料の取得は
こちらから



5.1.2 対象者に関する基本情報の確認

- ・ 訪問・面談を行う対象者を決定した後、まず、対象者に関する基本情報(氏名(ふりがな)、住所、生年月日、要支援者区分)を確認します。
- ・ 確認後、訪問・面談時にチェックリストをスムーズに作成するため、「第2号様式 チェックリスト」表面の「1 ご本人の情報」欄に必要事項を記入します。また、訪問・面談を行う実施者が決定している場合は「5 チェックリスト作成者の情報」欄に必要事項を記入してください。

5.1.3 防災に関する基本事項の確認

- ・ 本業務は、チェックリストの作成等に関し、防災に関する基本事項を把握していただく必要があることから、以下の資料を参照し、そのポイントについて確認をお願いします。
- ・ 確認した内容は本業務を進めるための下地となるものですが、この内容は対象者等にすべてお伝えいただく必要はありません。
- ・ なお、本業務を進めるにあたり、対象者等から防災に関する多岐に渡る質問があった場合で、本業務の一環として対象者等に回答が必要となる場合は、市高齢福祉課いきいき推進担当(0467-81-7162)までお問合せください。本業務に直接関わりのない防災対策全般について質問は、対象者等より直接、市防災対策課防災担当(0467-81-7127)まで問い合わせいただくようご案内をお願いします。

参照資料名	確認ポイント
資料5 災害リスクととるべき行動 (情報収集とそなえ)	<ul style="list-style-type: none">・ 茅ヶ崎市は地域ごとに異なる災害リスクがあり、その備えや災害時にとるべき行動は災害の種類により異なります。・ 地震であれば、自宅は被災しておらず、余震や火災等の二次被害の心配もない場合、風水害であれば、自宅に被災リスクがない場合は、必ずしも避難は必要ありません。・ 災害時の情報収集は、事前に複数の手段(方法)を準備しておくことが推奨されます。・ 災害時を想定して自己備蓄を進めたり、日頃からご近所や地域の中でお互いが協力し合える関係性(「助け上手」・「助けられ上手」)を作ることが大切です。
資料6 市の発令する避難情報と住民がとるべき行動	<ul style="list-style-type: none">・ 市の発令する避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)は気象庁等からの情報を踏まえて、災害発生の危険度に応じて発信されます。・ 避難情報によって、住民がとるべき行動は異なりますが、避難情報の発令状況に関わらず、身の危険を感じた

参照資料名	確認ポイント
	<p>場合は自主的に避難を開始することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が発令する避難情報のうち、「高齢者等避難」は避難に時間を要する高齢者等(避難を支援する方を含む)が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報であり、災害リスクがある場合、高齢者等は避難を開始する必要があります。 <p>※「高齢者等避難」はある程度予測が可能な風水害(洪水・土砂災害)において発令することを想定しており、予測できない災害(例:津波)については、直ちに避難指示(全員避難)を発令する場合があります。</p>
資料7 避難所・広域避難場所マップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所(津波一時退避場所を兼ねています)は、公立小中学校(小学校 19 校、中学校 13 校)を指定しています。 ・ 広域避難場所(地震による大規模延焼火災の煙や輻射熱(ふくしゃねつ)から身を守るために緊急的に避難する場所)は、面積の大きい公園やゴルフ場等を指定しています。
資料 10-2 津波一時退避場所リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波一時退避場所(津波から身を守るために緊急的に避難する場所)には、公共施設や市と協定を結ぶ民間の事業所、マンション等があります。

【参考】市の発令する避難情報と求められる避難行動(風水害の場合)





警戒レベル3 高齢者等避難や、警戒レベル4 避難指示が出た場合、周囲に声を掛け合って、安全・確実に避難してください。

なお、警戒レベルは、必ずしも順番で出るとは限りません。状況が急変することもあります。**市町村から避難情報が出ていない場合でも**、防災気象情報を参考にしながら、適切な避難行動をとりましょう。

いざというとき、安全に避難行動がとれるよう、普段から自分が住む地域の災害リスクや避難場所、安全な避難経路などを、**ハザードマップ**で確認しておきましょう。

【参考】避難所と避難場所の表示等

表示看板	説明
 ひなんじょ 避難所 Evacuation Shelter	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の危険性がなくなった後に避難生活を送る場所として、市内公立小中学校(32校)を指定 ※32校すべては、津波一時退避場所を兼ねる ※一部の学校は、広域避難場所を兼ねる
 こういきひなんばしょ 広域避難場所 Evacuation Area	<ul style="list-style-type: none"> ・地震による大規模延焼火災の輻射熱や煙等から身を守るために避難する場所 ・面積が大きい公園やゴルフ場等を指定
 津波一時退避場所 Tsunami temporary evacuation place	<ul style="list-style-type: none"> ・津波から身を守るために緊急的に避難する場所 ・公共施設や市と協定を結ぶ民間の事業所、マンション等を指定

(汐見台小学校の表示例)



ひなんじょ
避難所
(体育館、校舎)

つなみいちたいひなんばしょ
津波一時退避場所
(校舎の2階以上)

こういきひなんばしょ
広域避難場所
(グラウンド)

この地点は 海拔 5.4 m

しおみだいしょうがっこう
汐見台小学校
Shiomi-dai primary school

茅ヶ崎市

どの災害に対応しているかを表示

5.1.4 自宅の災害リスクと避難先の確認(事前)

実施者は、対象者の自宅における災害リスク(洪水、土砂災害、津波、地震火災に限る)及び災害リスク毎の避難先について、訪問・面談前におおよその内容を把握します。

(1) 災害リスク

① 洪水、土砂災害、津波

- 対象者の自宅住所(町名)を「資料8 災害リスク早見表(地震火災を除く)」で検索し、当該町名における「洪水」・「土砂災害」・「津波」の災害リスクを確認します。

(災害リスクが該当する(○印)場合)

対象者の自宅に当該災害リスクがある可能性があるため、詳細の確認に進みます。

(災害リスクが該当しない(空欄)場合)

対象者の自宅に当該災害リスクはないため、詳細の確認は必要ありません。

(詳細リスクの確認)

早見表で該当した災害リスクの詳細(対象者自宅の状況)は、次のとおり確認します。

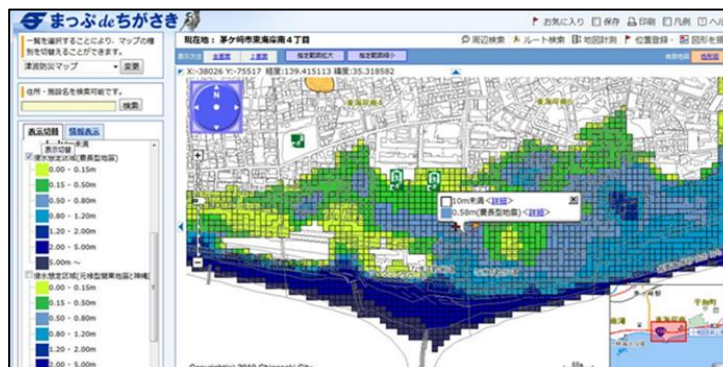
災害種別	資料	確認内容
洪水	資料9 洪水・土砂災害ハザードマップ	浸水の有無
土砂災害	資料9 洪水・土砂災害ハザードマップ	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の該当有無
津波	資料 10-1 津波ハザードマップ ※「資料 10-2 津波一時退避場所リスト」に掲載している二次元コードの“まっぷ de ちがさき”(防災情報 > 津波防災マップ)からも災害リスクを確認することができます。	浸水の有無

【参考】まっぷ de ちがさき (トップ画面から 防災情報 > 津波防災マップ を選択)



パソコン

スマホ



② 地震火災

地震火災のリスクについては、次のとおり確認します。

災害種別	資料	確認内容
地震災害	資料11 震災時、茅ヶ崎市では『火災』が怖いって知っていますか？(p3)の「茅ヶ崎市クラスタ一分布図」	市域地図に色付けされている500棟以上の建物で構成されたクラスタ一の該当有無

(2) 避難先

- ・ 対象者自宅の災害リスクごとに、次のとおり避難先(避難所・避難場所など)を確認します。
- ・ 避難先は安全に避難する時間的な猶予がある場合の「望ましい避難先」と安全な避難に時間的な猶予がない中で避難する「緊急的に安全を確保する場所」の2パターンを可能な限り想定します。

避難先の考え方

災害種別	望ましい避難先	緊急的に安全を確保する場所
洪水	浸水想定区域外の避難所や親戚・知人宅等の安全な場所	(例え浸水想定区域内であったとしても) 近くの避難所や近くの高い建物、できるだけ標高が高い場所
土砂災害	土砂災害(特別)警戒区域外の避難所や親戚・知人宅等の安全な場所	
津波	浸水想定区域外の津波一時退避場所や近くの高い建物、標高が高い場所	(例え浸水想定区域内であったとしても) 近くの津波一時退避場所や近くの高い建物、できるだけ標高が高い場所
地震火災	広域避難場所	住宅密集地域から離れた広い場所

※避難行動は、基本的にハザードの発生する方向から遠ざかるように行います(例:津波の場合は海に向かわない)。また、浸水想定区域内で緊急的に避難する場合は浸水の深さを考慮します。

※洪水浸水想定区域外の避難所への避難は、「参考資料1 風水害からあなたと大切な人の命を守るガイド BOOK」のp8を参考にしてください。

避難先の確認資料

災害種別	確認資料
洪水	資料9 洪水・土砂災害ハザードマップ
土砂災害	資料9 洪水・土砂災害ハザードマップ
津波	資料10-2 津波一時退避場所リスト(津波一時退避場所を確認) 資料10-1 津波ハザードマップ(市域の標高等を確認)

災害種別	確認資料
	※「資料 10-2 津波一時退避場所リスト」に掲載している二次元コードの“まっふ de ちがさき”(防災情報 > 津波防災マップ)からも津波一時退避場所を確認することができます。
地震火災	資料 7 避難所・広域避難場所マップ(広域避難場所を確認)

※市が指定している避難所等にこだわらず、災害リスクのない安全な場所であれば親戚・知人宅などを自主的に選択することも積極的に検討します。

【参考】

以下の資料では、各災害の発生原因の解説や避難方法、備えなどについて、より具体的な内容を確認することができます。

災害種別	資料名
洪水・土砂災害	参考資料1 風水害からあなたと大切な人の命を守るガイド BOOK
津波	参考資料2 津波ハンドブック
地震火災	資料 11 震災時、茅ヶ崎市では『火災』が怖いって知っていますか？

5.2 訪問・面談時

5.2.1 市から委託されている旨の説明

- ・はじめに、『ケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)が本業務を市から委託されており、災害時の避難に関して、本人等に避難行動要支援者支援制度の説明やチェックリストの作成等を行うことになっている』ということについて、適宜、「資料3 災害時の円滑な避難を目指して」を使用して説明します。
- ・続いて、ご本人がチェックリストを作成する対象者(3.3.1)になっているということについて説明します。
- ・次に、これから進める内容は、あくまで本人等の了承を得て進めるものであり、決して強制するものでないことを説明します。
- ・なお、本業務を進めることについて了承を得られた場合でも、対象者等によっては各手順で実施する内容について、「既に説明を受けており、改めて説明する必要はない」、「避難行動要支援者名簿同意確認書について既に記入しており、再度の記入はしたくない」等の状況が考えられますが、こういった場合は本人等の意向に従い、部分的に省略していただいて構いません(認定区分に変更があった方で本業務の実施が2回目にあたる場合等に想定されます)。

5.2.2 避難行動要支援者支援制度の説明

- ・実施者は「資料4 避難行動要支援者支援制度のお知らせ」を使用して、避難行動要支援者支援制度の内容の説明をお願いします。
 - ・説明いただく際には、次の点を強調していただくようお願いします。
- 避難行動要支援者支援制度に基づき市が作成する避難行動要支援者名簿は、ご本人の同意を得て平常時から避難支援等関係者に情報提供し、日頃の見守りや避難支援の検討等に活用されます。
- ただし、同意することによって災害時に必ず支援がされることを保証するものではありません。(避難支援等関係者が、法的な責任や義務を負うものではありません)
- ・説明補助として、適宜、市作成の動画(<https://www.youtube.com/watch?v=itE6n4pQ4ck>)を活用ください。

避難行動要支援者支援制度
の紹介(説明用動画)



5.2.3 避難行動要支援者同意確認書による同意等の確認

- ・ 実施者は、5.2.2 を説明した後、同意等の意向を本人に確認し、「第1号様式 避難行動要支援者同意確認書」への記入を促します。記入方法については、「資料1 避難行動要支援者同意確認書(記入例)」を参照ください。
- ・ 本人が記入できない場合は代理人による記入も可能です(この場合、代理人の氏名・続柄を記入してもらいます)。なお、本人が身体的な理由などで記入できない場合は、本人の意思を確認したうえで、実施者が代筆することは可能です(この場合、代筆者の氏名(代筆であることの記載を含む)及び事業所名を記入してください)。
- ・ 同意は強制ではありませんので、本人等の意向に従って案内をお願いします。
- ・ 同意する・しないによって記入箇所が異なりますので、ご注意ください。
- ・ 記入のあった避難行動要支援者同意確認書は原本を市に提出いただくようお願いいたします。

(同意する場合)

- ・ 表面上段の記入日、氏名、生年月日、住所、電話番号等を記入してもらいます。
- ・ 次に表面下段の「□同意します」に必ずしてもらいます。
- ・ 続いて、裏面を記入してもらいます(すべての項目を埋める必要はなく、書ける範囲で記入してもらいます)。

(同意しない場合)

- ・ 表面上段の記入日、氏名、生年月日、住所、電話番号等の欄を記入してもらいます。
- ・ 次に表面下段の「□同意しません」に必ずしてもらいます。
- ・ 裏面の記入は必要ありません。

※同意しない場合で、避難行動要支援者同意確認書への記入をしたくない方がいた場合は、無理に記入していただく必要はありません。

※避難行動要支援者同意確認書について同意しない方は、チェックリストの作成についても了承しないことを想定していますが、仮にチェックリストの作成のみ行う意向の方がいた場合は、可能な範囲で、チェックリストを活用するためには避難行動要支援者同意確認書に同意することが望ましい旨をお伝えください(結果としてチェックリストのみ作成することも可能です)。

5.2.4 自宅の災害リスクと避難先の確認

- ・ 対象者自宅の災害リスクや避難先については、はじめから具体的な内容を説明した場合、本人等が上手く状況を飲み込めず混乱する可能性があるため、「心配している災害はありますか?」、「災害時はどこに避難するか事前に決めていますか?」、「災害の備えはしていますか?」など、まずは会話の糸口を見つけるためのアイスブレイクを行っていただくのが良いと考えています(訪問直後や手順 5.2.~3 の各段階で適宜実施してください)。
- ・ 会話の糸口を見つけていただいたうえで、5.1.3~4 で事前に確認した内容をもとに、本人等

が自宅の災害リスクや避難先を自ら確認できるように補助を行ってください。実施者より災害リスクや避難先を確定的に伝えていただく必要はありません。

5.2.5 チェックリストの作成

(1) チェックリストの説明

実施者は、次のとおりチェックリスト作成の目的等を伝えてください(状況に応じて、再度「資料3 災害時の円滑な避難を目指して」を使用してください)。

- チェックリストは、作成した内容(情報)を避難支援等関係者や福祉事業者(ケアマネジャー等)に提供することを前提に作成するものです(最終的にチェックリスト裏面6. 同意欄に署名をいただきます)。
- チェックリストは、設定する各問を選択することで、ご本人の現時点の状態像に応じた分類を行い、災害時の支援に必要な情報を把握するとともに、ご本人等が災害時に備えて平常時からどのような取組が必要なのかなど、その目安を示すために作成するものです。
- チェックリストの結果は、ご本人の心身の状況や環境によって変わっていくことを前提としているため、その結果や例示している取組は、一律に、また今後も確定的に当てはまるものとは考えていません。
- この意味で、どのような状態像の方がどのような過程でその結果に至ったか、避難に関してどのような課題が内在しているのか等、その傾向を把握し、今後の避難支援に向けた取組の基礎的材料とすることを想定しています。
- 市は、チェックリストの結果を踏まえ、令和6年(2024年)度以降、より実効性のある避難支援に向けて、関係者の協力を得ながら、その取組を更に進めていきます。
- 一方、今回作成するチェックリストを契機として、災害時にどんなことが起こるかについて、一度立ち止まってイメージしてみてください。ご自身やご家族等で日頃からできること、備えられることがきつとあるはずです。
- そういった一人ひとりの日々の取組の成果が、災害時により多くの方に、避難支援が行き届くことにつながるということを念頭に置いていただきたいと思います。

(2) チェックリストの作成

- ・ チェックリストは、実施者の進行により作成を進めてください。
- ・ 実施者は、「第2号様式 チェックリスト」の作成について、「資料2 チェックリスト(記入例)」を参照し、所定欄に必要事項を記入してください。
- ・ 第2号様式中「6 情報提供等に係る同意」欄以外は、実施者が対象者等に聞き取った内容を記入してください。「6 情報提供等に係る同意」欄は、基本的にその他すべての項目が記入された状態で、記載内容の確認も含め、本人等に記入してもらいます。
- ・ チェックリストの作成にあたり、実施者と本人等で見解が異なる場合は、実施者の客観的な意

見を伝えたくて、最終的に本人等の意思を尊重していただいて構いません。

【チェックリスト(表面)】

□ 作成日

対象者の自宅に訪問し、チェックリストを作成した年月日を記入してください。

□ 1 ご本人の情報

- ・ 事前準備において、既に記入している場合は、本人等と内容に間違いがないか確認してください。
- ・ 事前準備の段階で記入していない場合は、その場で本人等に確認しながら記入します。

□ 2 避難行動(支援)に係る分類

- ・ すべての対象者について問1から始め、それぞれ「はい」「いいえ」を選択します。
- ・ 最終的にA～Dのいずれか1つに分類してください。
- ・ 問の経路(ルート)は、問1⇒問2又は問1⇒問3のいずれかになります。
- ・ 各設問において「はい」「いいえ」を選択した際は、記入例のとおりチェックボックスにチェック(例: はい)を付けてください。
- ・ 最終的に分類したアルファベット(A～D)には記入例のとおり○を付けてください。また、チェックリスト(表面)の最上段右のチェックボックスにチェック(例: C)を付けてください。
- ・ 最上段右のチェックボックス左の「新規 更新・変更」欄は市記入用ですので、チェックは不要です。
- ・ 各設問に係る設問のねらい及び解釈は次のとおりです。この内容を基に本人等と検討してください。

問1

問い	本人のみで、最も近い、もしくは避難しやすい避難所(公立小中学校)まで移動できますか？
設問のねらい	本人の避難能力のうち、避難行動を取るうえで必要な <u>身体能力</u> を確認するものです。
解釈	<ul style="list-style-type: none">・ 本人が徒歩や杖、車いす等を使用して、最も近い、もしくは避難しやすい避難所に移動することを想定してください(本人のみで移動するものと想定します)。・ 移動先の避難所は「資料7 避難所・広域避難場所マップ」で公立小中学校(避難所)32校のうちから1つを選択してください。・ 移動ルートは、普段の歩き慣れた道を任意で設定し、平常時のおり通行できるものと想定してください。・ 自家用車やタクシー、バス等の車両での移動は想定しないでください。

	<p>・判断能力等がないために、実質的に移動先の避難所まで到達できない場合であっても、移動することができる身体能力を有している場合は「はい」を選択してください。ただし、このような場合は、チェックリスト(裏面)の「4 自由記入欄」に避難所への移動に際し、特に配慮を要する事項として記入してください(移動できる身体能力はあるが、認知症により本人のみで避難所に辿り着くことはできない など)。</p>
--	---

問2

問い	本人のみで、避難の必要性やタイミングを判断できますか？
設問のねらい	災害関連情報(気象情報や市の発信する避難情報等)の <u>取得能力</u> 及び避難そのものの必要性等の <u>判断能力</u> を確認するものです。
解釈	<p>・災害関連情報の<u>取得能力</u>については、「資料5 災害リスクととるべき行動(情報収集とそなえ)」p4に掲載する情報収集手段を参考に、本人が自ら災害情報を取得することができる能力があるかについて確認してください(現時点で情報収集を行う方法を知っている、情報収集を現に行っているということを確認するものではありませんので、ご注意ください)。</p> <p>・<u>判断能力</u>については、「資料6 市の発令する避難情報ととるべき行動」を参考に、気象警報や市の発令する避難情報(高齢者等避難など)について、その危険度合や避難の必要性を本人が自ら判断できるかについて確認してください(現時点で気象警報や避難情報(高齢者避難など)の意味を知っている、理解しているかということを確認するものではありませんので、ご注意ください)。</p>

問3

問い	普段の移動で、専門職等の支援や介護車両、ストレッチャー等が必要ですか？
設問のねらい	対象者が必要とする <u>移動支援の程度</u> を確認するものです。
解釈	<p>・日常生活における移動に際し、専門職等の支援や介護車両、ストレッチャー等の利用があるかについて確認してください。</p> <p>・日常的に家族が行っている範囲の移動・移乗介助により、一般の乗用車で移動ができている場合は「いいえ」を選択してください。</p>

□ 3 介護車両の種類や専門職等の支援等の内容(表面で「D」となった場合に記入)

チェックリスト(表面)の分類が「D」となった場合は、介護車両(車いす対応又はストレッチャー対応)の有無、専門職等の支援の内容、その他の内容について、該当する欄にその内容を記入してください。

□ 4 自由記入欄

チェックリスト(表面)の分類(A～D)に関わらず、避難所への移動に際し、特に配慮を要する事項

(例:平坦な場所での歩行は可能だが、階段の昇降はできない)がある場合やその他の特記事項がある場合は、その内容を記入してください。

□ 5 チェックリスト作成者の情報

チェックリスト作成に携わった実施者の氏名、本業務の受託事業者名及び電話番号を記入してください。

□ 6 情報提供等に係る同意

- ・ チェックリストに記入した内容を本人等に確認してもらったうえで、この内容を避難支援等関係者及び福祉事業所(ケアマネジャー等)に提供することについて、本人等の署名により同意を得てください。
- ・ 本人が署名できない場合は代理人による署名も可能です(この場合、代理人の氏名・続柄を記入してもらいます)。なお、本人が身体的な理由などで署名できない場合は、本人の意思を確認したうえで、実施者が代筆することは可能です(この場合、代筆者の氏名(代筆であることの記載を含む)及び事業所名を記入してください)。
- ・ 作成したチェックリストは原本を市に提出してください。

5.2.6 自宅の安全確認

- ・ 訪問・面談時の最後の手順として、対象者の自宅の安全対策について、次のとおり働きかけをお願いします。
- 阪神・淡路大震災などの大きな地震災害では、その負傷原因の大半が家具等の転倒落下とガラスの飛散によるものでした。発災後、すぐに避難するためには自宅でケガをしないための安全対策が重要です。
 - 比較的対策がしやすいのは生活空間のレイアウトの見直しです。

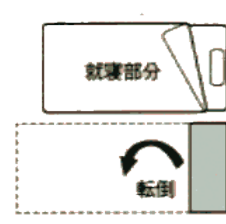
- ▶ 就寝位置が家具の転倒により危険にさらされていないか(就寝位置の見直し)。
 - ▶ 家具が転倒し避難路となる出入口を塞ぐおそれがないか(家具配置の見直し)。
 - ▶ 生活空間のレイアウトの見直しに限界がある場合は、家具を固定して転倒しないよう対策することも検討してください。
 - また、地震の揺れによって床にガラスが飛散し、避難できなくなった場合に備えて、就寝時は枕元にスリッパや懐中電灯、メガネ等を常備しておくことも有効です。
 - このほか、自宅の耐震化やガラス飛散防止フィルムの貼付けなども安全を確保するために重要な取組です。

- 市では、家具の転倒防止金具の取付や自宅の耐震診断・耐震補強、耐震シェルター等の支援や補助を行っています。本人等に「資料 12 市の補助金等を利用して地震からご自宅を守りませんか?」をご覧ください、ご興味がある場合は、市建築指導課建築安全担当 (0467-81-7185)まで問い合わせいただくようご案内をお願いします。

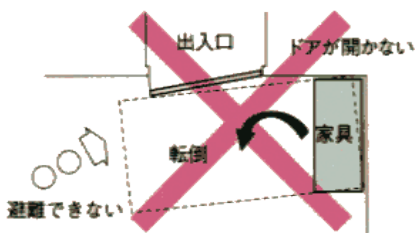
(レイアウトの見直し例)



就寝位置が正面の場合は、家具の高さ以上に十分な距離をとる



就寝位置は家具の側方がよい

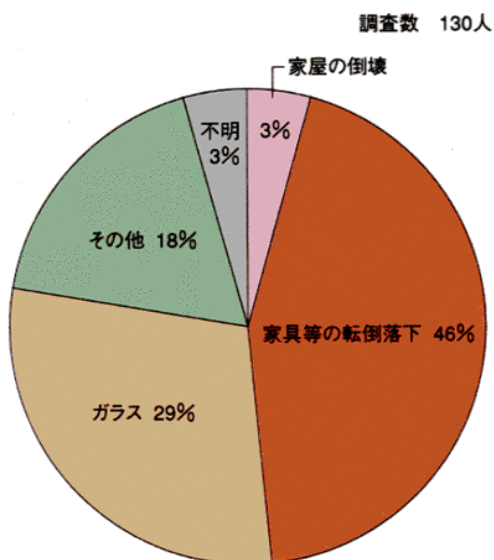


出入口付近に、なるべく家具を置かない



ガラスの破片が飛散した場合でも、避難できるよう、スリッパや懐中電灯を枕元に常備しておく

【参考】内部被害による怪我の原因



このグラフは、阪神・淡路大震災時の負傷原因を表したものです。負傷原因の7割以上は、家具等の転倒落下とガラスによるもので、阪神淡路大震災以降の地震でも共通して、負傷原因の大半を占めます。

日本建築学会「阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」より

5.3 訪問・面談後

訪問・面談後の実施報告、請求等については、別途示す「避難行動要支援者チェックリスト作成業務委託契約事務マニュアル」等に沿って手続きを進めてください。

6. 問い合わせ先

本手順書に関するお問合せは、以下の問い合わせフォームからお願いします。

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/cgibin/enquetes/1b35506244554ae5aa8ea651fa087df0>

【事務担当】

茅ヶ崎市役所 福祉部 高齢福祉課 いきいき推進担当

電話 0467-81-7162(直通)

メール kourei@city.chigasaki.kanagawa.jp

問い合わせ
フォーム



チェックリスト
作成業務委託



7. 作成・修正履歴

作成・修正日	作成・修正内容
2023.5.24	初回作成
2023.6.13	<ul style="list-style-type: none">・3.3.1 本文に「なお、対象者は茅ヶ崎市に居住する方に限ります。」を追加・3.3.1 表中、地域包括支援センター区分の対象者として③、④を追加し、①の「1・2」の記載を削除・3.2.3 及び 3.2.4 の項番を 3.3.3 及び 3.3.4 に修正(誤記載のため)・5.1.4(2) 避難先の考え方の表外に「※洪水浸水想定区域外の避難所への避難は、「参考資料1 風水害からあなたと大切な人の命を守るガイド BOOK」のp8を参考にしてください」を追記・5.2.3 実施者が代筆する場合について追記・5.2.5(2)「2 避難行動(支援)に係る分類」中、「実施者と本人等で見解が異なる場合は、実施者の客観的な意見を伝えたくて、最終的には本人等の意向を尊重していただいて構いません。」を削除(重複記載のため)。「情報提供等に係る同意」の前に「6」を追加し、実施者が代筆する場合について追記・巻末資料2チェックリスト作成業務の対象者について、地域包括支援センターに係る対象者を追記
<u>2023.8.9</u>	<ul style="list-style-type: none">・<u>3.3.1 本文に「在宅の」及び脚注番号(※1、※2)を追加</u>・<u>3.3.1 表外に脚注番号を追加し、※2の内容として「長期の病院や施設等に</u>

	<p><u>入所している方は対象外です。施設等とは、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・認知症対応型通所介護(グループホーム)等を指します。」を追加</u></p>
--	---

※直近の修正等箇所は赤字(下線)で示しています。

卷末参考

事務連絡
令和3年7月6日

一般社団法人日本介護支援専門員協会 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた
業務継続に向けた取組等のさらなる推進について

平素より厚生労働行政及び防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号。以下「改正災害対策基本法」という。）が成立し、これを受け、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」（以下「取組指針」という。）が5月20日に改定されたところです。この取組指針においては、市町村による避難行動要支援者への避難支援等について、居宅介護支援事業者等の福祉事業者等と積極的に連携していくことが重要であるとされています。

また、令和3年度介護報酬改定においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続計画の策定等が、3年間の経過措置を設けた上で義務づけられたところであり、この取組指針も踏まえ、平時から市町村の防災部局等関係者とも連携して災害発生時の避難先など利用者情報を予め把握することなどにより、利用者へのサービス継続に向けた取組を推進していくことが重要です。

貴協会におかれましても、市町村との一層の連携が図られるよう、下記の平時及び災害発生時における取組について、貴協会会員に周知いただくとともに、貴協会におかれましても、市町村等関係者との連携や居宅介護支援事業所による取組への支援など、下記取組への協力や参画をお願い申し上げます。

記

1. 平時における連携

① 個別避難計画作成への参画

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画作成が有効であり、改正災害対策基本法において、市町村が個別避難計画作成するよう努めなければならないこととされた。取組指針においては、「個別避難計画作成等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。」とされており、計画作成主体である市町村

と連携の上、介護支援専門員の計画作成業務への参画に特段のご配慮をお願いする。

なお、令和3年度より、個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされており、福祉専門職等が個別避難計画の作成に参画した際の経費の支給等の取扱いについては、必要に応じ、各市町村の個別避難計画を担当する部署に照会されたい。

(参考) 取組指針 (抄)

第Ⅲ部 個別避難計画

第2 個別避難計画の作成等

1 個別避難計画の作成に必要な情報の把握

(3) 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

- 避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）から、本人宅や地域調整会議（P.123）、WEB 会議等で情報を把握すること。

2 個別避難計画の作成

(2) 個別避難計画の作成に係る方針及び体制

- 個別避難計画を連携して作成する関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等（以下「個別避難計画作成等関係者」という。）がある。このように、庁内・庁外の関係者間の連携を図ることは、個別避難計画の作成の取組を円滑に進めるために重要であり、そのための仕組みとして推進体制の整備が考えられるところであり、会議体や枠組みを組織横断的かつ庁外関係者にも開かれたものとして整備することも有効であることに留意すること。

(参考) 第Ⅳ部 1. 避難行動要支援者連絡会議（仮称）の設置

- 個別避難計画作成等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、①日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。

(4) 個別避難計画を作成することなどについての同意

- 改正法第 49 条の 14 第 1 項ただし書きの規定は、個別避難計画の作成に避

難行動要支援者の同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことから、市町村長の当該避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務はかからないこととしたものである。

同意が得られない場合でも、市町村長は、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要がある。また、改正法第49条の15第4項に基づき、当該避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をする必要がある。

同意を得るためには、介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながる必要があることに留意すべきである。

② 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の共有

取組指針において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、居宅介護支援事業者等の避難支援等関係者に対して提供することを促進する必要があるとされている。

業務継続計画に基づく安否確認を有効に行うために、居宅介護支援事業者が避難行動要支援者名簿や個別避難計画の提供を受けた場合には、

- ・ 避難行動要支援者名簿の掲載者について利用者台帳・安否確認シートへ反映
- ・ 個別避難計画を利用者台帳や安否確認シートとともに保存
- ・ 発災時の安否確認方法等について、市町村や避難支援等関係者と事前に検討し、利用者台帳や安否確認シートに記載

等の取組を行うこと。

(参考) 取組指針 (抄)

第Ⅱ部 避難行動要支援者名簿

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(1) 事前の名簿情報の提供の趣旨

- 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ、地域の社会福祉協議会や医師会、介護関係団体、障害者団体、難病・小児慢性特定疾病患者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、自主防災組織、自治会等の避難支援等関係者に対して、避難支援等の実施に必要な限度で提供することを促進する必要がある (法49条の11第2項)。

第3 発災時における避難行動要支援者名簿の活用

3 避難行動要支援の安否確認の実施

- 安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されな

いよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努めることが求められる（法 49 条の 12）。そのため、適切に安否確認がなされると考えうる福祉事業者、障害者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくことが適切である。

また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉事業者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。さらに、令和 3 年度より、居宅介護支援事業者・相談支援事業者含め、全ての介護サービス事業者等に、業務継続に向けた計画等の策定の実施等が、3 年間の経過措置を設けた上で義務づけられたところでもあり、市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉事業者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つである。

第Ⅲ部 個別避難計画

第 2 個別避難計画の作成等避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

(2) 事前の個別避難計画情報等の提供の趣旨

- 個別避難計画の情報について、災害の発生に備え、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、地域の社会福祉協議会や医師会、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者、自主防災組織、自治会、避難先の施設管理者等の避難支援等関係者に対して、事前の提供を促進する必要がある。

③ 市町村の防災訓練との連携

居宅介護支援事業者は業務継続計画に基づき、訓練（シミュレーション）を行うこととされているが、市町村が実施する防災訓練と一体的に実施することも考えられる。

(参考) 取組指針（抄）

第Ⅳ部 避難行動支援に係る共助力の向上

7 防災訓練

- 市町村は、考えうる様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、民生委員や消防団、自主防災組織、自治会、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・者の参加を得ながら実施することが適切である。

< 訓練例 >

- ・警戒レベル 3 高齢者等避難の発令や伝達
- ・避難場所への避難行動支援
- ・名簿情報や個別計画情報の平常時からの避難支援等関係者への提供に不同意であった者への支援の開始
- ・発災直後の安否確認
- ・避難場所から避難所等への移送 等

2. 災害が発生し、又は発生するおそれがある段階の連携

① 安否確認

居宅介護支援事業者は、1②で事前に検討した安否確認方法に基づき、利用者の安否確認を実施すること。

(参考) 取組指針 (抄)

第Ⅱ部 避難行動要支援者名簿

第3 発災時における避難行動要支援者名簿の活用 (再掲)

3 避難行動要支援の安否確認の実施

○ 安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努めることが求められる(法49条の12)。そのため、適切に安否確認がなされると考える福祉事業者、障害者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくことが適切である。

また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉事業者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。さらに、令和3年度より、居宅介護支援事業者・相談支援事業者含め、全ての介護サービス事業者等に、業務継続に向けた計画等の策定の実施等が、3年間の経過措置を設けた上で義務づけられたところでもあり、市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉事業者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つである。

② 避難所等での対応

利用者が介護サービスの利用を継続する上で、居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、利用者が避難所等(在宅避難を含む)においても必要な介護サービスが提供されるよう、居宅介護支援事業者は、避難所運営者、居宅サービス事業者等と連携の上、必要な支援を行うこと。

具体的な連携内容について、事前に避難所運営者等と検討している場合には、その内容を業務継続計画に掲載しておくこと。また、協定書等を結んだ際には業務継続計画に添付すること。

(参考) 取組指針 (抄)

第Ⅲ部 個別避難計画

第3 発災時における個別避難計画の活用

3 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応

(3) 避難先へ到着後の対応

○ 避難先等に到着して以降の局面については、市町村が、被災者支援に関するアセスメント調査票や被災者台帳も活用して要配慮者の情報を防災・福祉・保健・医療などの各分野の関係者で共有し、関係各分野の施策や取組を連携させて支援することが重要である。

具体的には、関連施策である、①都道府県保健医療調整本部による対応、②災

害派遣福祉チーム（DWA T）による対応、③被災者見守り・相談支援事業、④地域福祉計画に基づく対応、⑤居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者による業務継続計画に基づく対応などに関連づけていく必要がある。

（参考情報）

- ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定））

URL：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>

- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月（令和 3 年 5 月改定））

URL：http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3_guideline.html

- ・「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

〈連絡先〉

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

藤田、近藤、松崎（TEL：03-3501-5191）（直通）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

花房、原、勝田（TEL：03-5253-1111）（代表）

（内線：3996、3979、3936）

名簿登載者とチェックリスト作成業務の対象者

巻末参考2

【避難行動要支援者名簿登載者（高齢者）】

- ・介護保険制度において要支援以上の認定を受けている方 介護認定のある方
- ・市長が特に支援が必要と認められた方等【介護認定がない方】※1

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて

※2

同意

災害の発生に備えるため、避難支援等に必要な限度で平常時から避難支援等関係者に名簿情報が提供されます。

不同意
未確認

災害発生時において、生命等を保護するために特に必要がある場合は、必要な限度で避難支援等関係者に名簿情報が提供されます。

※1 介護認定がない方は、基本的に平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて同意しています。

※2 避難支援等関係者とは、消防機関、警察、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センターを指します。

【チェックリスト作成業務の対象者】

避難行動要支援者名簿登載者（高齢者）※不同意・未確認を含む全件

介護認定あり（新規認定者を含む）

介護認定なし

対象 サービス利用あり

サービス利用なし

+

対象 介護度変更有

介護度変更無

対象

可能な範囲でチェックリストを作成（地域包括支援センター）